

旭川市政アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 本市における重要課題などについて、専門知識や技術、経験等を有する者から助言・提言を受けるなど、外部人材の活用による効果的な市政運営を行うことを目的とし、旭川市政アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 市長は、副市長、総合政策部長、必要に応じて担当部局と協議の上、高度な専門知識や技術、経験等を有する者で、制度の目的に賛同し、協力を得られる者から、アドバイザー候補者を選任し、就任を依頼し、承諾を得られた後、委嘱するものとする。

(任期)

第3条 アドバイザーの任期は、市長の任期内で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長は、次の各号に該当するときは、アドバイザーを解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき
- (2) アドバイザーが、その職の信用を傷付け、又はその職全体の不名誉となるような行為を行ったとき
- (3) その他、市長が認める特別な理由があったとき

(守秘義務)

第4条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(アドバイザーの招へい)

第5条 次の各号に掲げる場合において、アドバイザーの助言・提言を受ける必要がある部局は、アドバイザーへ直接、その出席を依頼するものとする。

- (1) 附属機関、懇談会等
- (2) 市主催の講演会や研修会
- (3) その他、庁内の会議やイベント等

2 前項により、アドバイザーから助言・提言を受けた部局は、速やかに旭川市政アドバイザー活用結果報告書（第1号様式）により総合政策部長に報告するとともに、ホームページ等において、その内容を公表するものとする。

(報酬等)

第6条 アドバイザーには、前条の場合に限り、出席を依頼した部局から、別表に定める報酬等を支払うものとする。

(庶務)

第7条 アドバイザーに関する庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーについて必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

別表

第5条第1項第1号	別に定める報酬等の額
第5条第1項第2号	講演等の謝礼として適当な額
第5条第1項第3号	「旭川市職員の旅費に関する条例（昭和36年4月1日条例第8号）」の規定の例による旅費

(第1号様式)

年 月 日

旭川市政アドバイザー活用結果報告書

総合政策部長

部長

旭川市政アドバイザー設置要綱第5条第2項に基づき、次のとおり報告します。

アドバイザー氏名	
日時(期間)	
場所	
担当課名	
重要課題等の内容	
助言・提言等の内容	

※講演会や研修会の場合は、次第や研修資料などを添付すること。